令和７年３月21日

１．出席議員

１番	高　橋　信　広	12番	堤　康　幸
２番	花　下　主　茂	13番	石　橋　義　博
３番	坂　本　治　郎	14番	牛　島　孝　之
４番	水　町　典　子	15番	服　部　良　一
５番	古　賀　邦　彦	16番	中　島　信　二
６番	久　間　寿　紀	17番	栗　原　吉　平
７番	原　田　英　雄	18番	三　角　真　弓
８番	小　山　和　也	19番	森　茂　生
９番	高　山　正　信	20番	栗　山　徹　雄
10番	川　口　堅　志	21番	川　口　誠　二
11番	田　中　栄　一	22番	橋　本　正　敏

２．欠席議員

な　し

３．本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀好子
事務局長補佐	加藤邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口安澄
書記	田中浩章

４．地方自治法第121条により出席した者

市長	簑原 悠太朗
副市長	原 亮一
教育長	橋本 吉史
秘書広報室長	馬場 浩義
総務部長	秋山 勲
企画部長	平 武文
市民部長	山口 幸彦
健康福祉部長	坂田 智子
建設経済部長	田中 和己
教育部長	牛島 新五
総務課長	清水 正行
財政課長	鵜木 英希
人権・同和政策・男女共同参画推進課長	大久保 寿子
上下水道局長	松尾 正久
学校教育課長	栗山 哲也

議 事 日 程 第 7 号

令和７年３月21日（金）　開議　午前10時

日　程

第１　　委員長報告

・質　疑

・討　論

・採　決

第２　　議案上程・説明

第３　　議案審議

・質　疑

・討　論

・採　決

第４　　人権擁護委員候補者の推薦について

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第１　委員長報告

議案第14号　八女市遊休公共施設等利活用促進条例の制定について

議案第15号　八女市ホテルの誘致に関する条例の制定について

議案第22号　令和６年度八女市一般会計補正予算（第９号）

議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算

議案第30号　令和７年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算

議案第31号　令和７年度八女市介護保険事業費特別会計予算

議案第32号　令和７年度八女市後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号　令和７年度八女市矢部診療所特別会計予算

議案第36号　令和７年度八女市水道事業会計予算

議案第37号　令和７年度八女市下水道事業会計予算

請願第１号　八女市地域環境と太陽光発電所事業の調和に関する条例の制定を求める請願

第２　議案上程・説明

議案第38号　教育長の任命について

議案第39号　教育委員会委員の任命について

議案第40号　公平委員会委員の選任について

委員会提出議案第１号　八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

委員会提出議案第２号　八女市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

第３　議案審議

・質　疑

・討　論

・採　決

第４　人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時　開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。定例会最終日となりました。最後までよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、資料、委員会提出議案、提案理由書及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承を願います。

日程第１　委員長報告

○議長（橋本正敏君）

日程第１．委員長報告を行います。

本定例会において総務文教常任委員会に付託されました議案第14号　八女市遊休公共施設等利活用促進条例の制定についてを議題といたします。

本案について総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（服部良一君）

皆さんおはようございます。委員長報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会に付託されました議案第14号　八女市遊休公共施設等利活用促進条例の制定について審査いたしました概要及び結果について報告申し上げます。

本案は、八女市の遊休公共施設等を利用して事業を行う法人等に対し、奨励措置を講じることにより、遊休公共施設等の有効活用を図り、地域の活性化に資することを目的に条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容につきましては、一定の基準を満たす事業者への奨励措置として、遊休公共施設等の減額譲渡、減額貸付け等を講じることができることを規定されております。

質疑に入り、遊休公共施設を利用して事業を行う対象は法人のみかとの問いに対して、法

人、団体または個人を対象としているとの回答がありました。

また、今回は10件の施設が対象となっているが、今後増えることはあるのかとの問いに対して、普通財産で使用予定がない遊休公共施設は、基本的に対象になっていくとの考えであると回答がありました。

次に、忠見小学校、川崎小学校は令和７年度まで学校教育課管理とのことであるが、どのような理由か。早く進めることはできないのかとの問いに対して、閉校後も一定の備品が残り、運び出す期間が必要なためである。ただし、新年度から利用に関する様々な協議はできると考えているとの回答がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては、議案第14号は全員賛成で原案を認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

議案第14号　八女市遊休公共施設等利活用促進条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、建設経済常任委員会に付託されました議案第15号　八女市ホテルの誘致に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（高山正信君）

皆さんおはようございます。委員長報告をさせていただきます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第15号　八女市ホテルの誘致に関する条例の制定についてについて審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、市内における宿泊施設の立地を促進し、市内の経済の活性化、雇用機会の拡大を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

質疑では、常用雇用者の定義はとの問いに、常用雇用者とは、雇用保険法に規定する被保険者等であって、かつ市内に住所を有する者としている。具体的には、常用やパートといった名称や雇用形態にかかわらず、１週間の労働時間が20時間以上で、同一事業所に31日以上雇用される見込みがある労働者のことをいうとのことでした。

次に、常用雇用者の確認はどのように行うのかとの問いに、まず、指定事業者としての指定申請時に雇用計画書にて確認。次に、ホテル完成後の事業開始届の際、雇用者名簿にて確認。最後に、事業開始から１年経過した後の補助金等の交付申請の際、雇用を証する書類に加え、住民票の写し等で確認を行うこととしているとのことでした。

次に、市内にホテル進出の予定があるのかとの問いに、全国展開するホテル事業者が、本市を含む筑後地域でホテルの立地を検討しているという情報はつかんでいるとのことでした。

採決の結果、当委員会といたしましては、議案第15号について全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

議案第15号　八女市ホテルの誘致に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○３番（坂本治郎君）

議案第15号に対して反対討論を行います。

まず前提として、私は本市に新しいホテルができるぐらい宿泊業界も盛り上がってほしいという思いを持っています。しかしながら、この議案自体は反対いたします。

これはどういうことなのかというと、本議案では、八女市にホテルを誘致するために、最大で115,000千円の補助金を設けることが提案されています。しかし、これまでの自治体の事例や八女市の状況を考慮すると、この補助金が本当に必要なのか、そもそも10％の補助が

ホテルを誘致するための動機にはならないのではないかと私は考えています。

参考までに近隣自治体のケースを調べさせていただきました。大牟田市では、１日平均107人が市外に宿泊されているという調査があったことにより、ホテルの誘致が成功しています。そして、柳川市もホテル誘致が成功しましたが、そもそも柳川市は全国的にも訪日外国人にも有名な観光地です。これらの市場がしっかりしていた条件を考えてみると、決して誘致する条例があったから誘致に成功としたとは必ずしも言えないのではないかと私は考えます。

そして、みやま市のケースも参考になります。みやま市はこれらの２倍の20％の高い補助率を用意し、大手と提携まで至りましたが、最終的に採算面が難しいという点でホテル建設は実現しなかったとみやま市の過去の議事録にありました。これは補助金があっても市場が十分でなければホテルは建たないということを明確に示しています。

重ねて、今の市内のホテルの稼働率は平均で大体70％ということなので、これは市場が過熱しているという状態でも何でもなく、需要と供給のバランスが適切な状態にあると言えます。まれに市内のホテル事業者の話では、学生の行事関係などで月１ぐらいホテルのキャパシティをオーバーすることがあるようですが、そういったケースはホテルが特別対応で部屋を拡張したり、隣接する市に宿泊することで対応できている状況です。これは宿泊施設不足ではなく、瞬間的な需要の増加がたまにあるというだけです。

加えて、八女市には将来的に３号バイパスが建設される予定があります。このバイパスの影響によって宿泊需要がどのように変化するかは現時点では不透明です。交通の利便性が向上することによって八女市を素通りする方も増えるのではないかというおそれがあります。そして、そういう方が久留米市や熊本県などに宿泊者として流れる可能性も考えられます。

もし補助金が投入され、新たなホテルが建った場合の最悪のシナリオを考えたときに、仮に市場があまり伸びなかったケースで考えると、これまで八女市の宿泊業界を支えてきた既存のホテルが大資本による後発参入によって苦境に立たされる可能性があります。最悪の場合、八女市によってこれまでのホテルが潰されるという解釈もあり得ると思います。

最も重要な点は、需要の有無こそがホテルの建設の決定的要因であるということです。補助金があろうとなかろうと、需要があればホテルは建ち、需要がなければ建ちません。なので、私にはこの政策があまり意味がないのにもかかわらず、リスクを感じます。そこに市の貴重な財源を投じるというのは得策とは思えません。どうかこの予算はほかの経済対策に使っていただきたいという理由から、本議案に反対いたします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、予算審査特別委員会に付託されました議案第22号　令和６年度八女市一般会計補正予算（第９号）、議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算から議案第33号　令和７年度八女市矢部診療所特別会計予算までの５件、議案第36号　令和７年度八女市水道事業会計予算及び議案第37号　令和７年度八女市下水道事業会計予算、以上８件を一括議題といたします。

本案につきまして、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会委員長の高橋信広でございます。ただいまより委員長報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案８件につきまして審査結果を報告いたします。

本特別委員会は２回の全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、採決しました結果、議案８件につきましては原案のとおり可決しましたことをまずもって御報告申し上げます。

以下、各分科会からの報告と概要について主なものを申し上げます。

まず、議案第22号　令和６年度八女市一般会計補正予算（第９号）でございます。

総務文教分科会からは、継続費補正で見崎校区小中学校整備事業について、地上権の設定は当初から分かっていたのではとの問いに、令和５年11月頃に相手方に対して地上権が設定されていることを連絡しているとの報告でございました。

また、手続に同行するなどはしなかったのかとの問いに、不動産会社を介して、司法書士にお願いしているとのことであったため、手続に同行はしていないとの報告でございました。

続きまして、厚生分科会からは、繰越明許費補正の低所得世帯支援給付金について、全員に給付ができるよう最大限の努力をしていただきたいが、その対策はどうされているのかとの問いに、郵送物が返送された場合はチェックして再度郵送している。それでも受け取られ

なかった場合には自宅訪問や家族に電話をしている。施設入所が分かれば施設に伺い、給付ができる対応を行っている。このたびの給付金については、第１回目は３月18日に給付し、口座把握の方は３月25日に一括給付し、その後、随時給付していくスケジュールであるとの報告でございました。

また、地域密着型施設等整備補助金の減額が計上されているが、募集はまだ続けていくのかとの問いに、第９期介護保険事業計画に基づき、令和７年度に２か所分の予算計上を行っているとの報告でございました。

続きまして、建設経済分科会からでありますが、委員からの質疑はなかったとの報告でございました。

次に、議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算でございます。

総務文教分科会からは、特殊詐欺防止に関連する予算額はどの程度組まれているのかとの問いに、包括的には消費生活センターでの相談啓発事業、迷惑電話防止機器の貸与事業、八女地区防犯協会が実施する啓発事業がある。全ての額ではないが、消費生活相談事業7,433千円、八女地区防犯協会負担金4,646千円が特殊詐欺に関連する予算であるとの報告でございました。

また、総合計画策定事業について、審議会のメンバーはどのようになっているのか、委託する必要はあるのか、事業者に丸投げになるのではないかとの問いに、八女市総合計画審議会規則に従い、40人以内の委員をもって組織する予定である。具体的には、八女市議会議員、八女市内の公共的団体等の代表者、知識経験者、その他市長が必要と認める者となっている。後期基本計画の中身は、各課の職員が具体的な事業を積み上げ、それを取りまとめ、データを事業者に提出するというものであり、計画の中身自体は職員が立てるというつくり方で、１年間かけてしっかり議論を積み上げて作成するとの報告でございました。

また、地域公共交通調査事業について、交通空白の調査、検証や実証運行とはどのようなことかとの問いに、コロナ禍の影響や2024年問題で運転手不足が各地で生じた問題がある。国としては、ライドシェアなどによって地域の公共交通を見直しやすくする制度改正がされているが、広大な面積を有する当市における導入可能性について調査、検証を行うものである。実証運行については、交通協議会の中で協議を進める必要があるが、今後、既存交通事業者との役割分担や交通空白等についても協議を進めていくとの回答でございました。

続きまして、厚生分科会からは、スポーツ・健康づくりフェスタ事業について、会場をべんがら村ではなく、おりなす八女に変更する理由はとの問いに、べんがら村は屋外のブースもあり、悪天候の際の対策が必要である。また、会場設営費が別途必要で予算が増加していた。おりなす八女では、来年度は医療、介護、福祉人材等の確保を目的とした講演会等も企画し、講座の充実も図る予定であるとの報告でございました。

また、各種検診・健診事業について、導入される胃内視鏡検査の概要はとの問いに、八女筑後医師会との契約により管内個別医療機関で実施する。年度末の年齢で50歳以上の偶数年齢の者を対象とする。ガイドラインに基づき、２年に１度の受診とする。エックス線検査も引き続き実施するので、受診される人の希望に合わせて選択してもらうとの報告でございました。

また、介護人材確保事業について、市内事業所の人材確保に向けてどのような研修がなされているのか、また、市民以外の受講はできるのかとの問いに、受講料は市の負担で、テキスト代を自己負担として、介護職員初任者研修やスキルアップ研修を行っている。受講者にアンケートを記入していただいているが、現在集計中である。市民以外の受講については、市内事業所の勤務者であれば受講できるとの報告でございました。

また、市内事業所と連携して雇用を前提に考えるべきではないかとの問いに、この事業が八女市内事業所の人材育成及び人材確保に寄与する事業になるよう進めていくとの報告でございました。

続きまして、建設経済分科会からは、有害鳥獣対策事業について、捕獲した有害鳥獣の処分に係る負担軽減策についての検討はされているのかとの問いに、ジビエ肉への処理や一般廃棄物としての処理には様々な課題がある。何らかの付加価値を見いだせないか、関係団体と協議、研究を進めているとの報告でございました。

また、道路河川愛護活動事業について、東部では広範囲に及ぶ道路河川愛護活動は負担が大きく、市は管理者として施設管理班等により直営での適切な維持管理を行うべきではないか。特に施設管理班等の人員や組織体制の拡充を人事当局に強く要望すべきではないかとの問いに、道路河川愛護活動の現状については十分に把握している。市の取組のうち、活動報償金の制度については抜本的な見直しが必要と考えるが、財源が伴うため慎重に検討したい。また、市が管理者として管理するには、広大な面積や人的要因から現状では難しく、市長及び財政当局とも協議しているが、現時点での明確な答えは出ていない。将来的には管理者で対応できるよう体制づくりが必要であると考えているとの報告でございました。

次に、議案第30号　令和７年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算でございます。

厚生分科会からは、来年度の自己負担限度額はどうなるのかとの問いに、国では医療分10千円、後期支援分20千円、計30千円の引上げが予定されている。法律で改正されれば、八女市も適切に対応する予定であるとの報告でございました。

また、平成30年度から県との共同運営になったが、変化はあったのかとの問いに、共同運営になり、医療給付費分については県から全額普通交付金で来るので、赤字になる心配はなく、基本的には今までと変わりないとの報告でございました。

次に、議案第31号　令和７年度八女市介護保険事業費特別会計予算でございます。

厚生分科会から、東部地区の相談体制が十分に整うような予算計上がされているのかとの問いに、東部の拠点として地域包括センターを直営で設置し、国の基準どおりに職員を配置している。人員が限られているので、支所や社会福祉協議会、民生委員や福祉委員の協力も得て情報を収集し、必要な対応を行っている。体制の検証も行っているとの報告でございました。

また、介護の相談で支所に行けない人の状態をいかに把握し、要介護状態になる前に食い止める体制確保はどうかとの問いに、各支所や社会福祉協議会、民生委員、福祉委員の協力を得て、聞こえづらい声にも対応できるように努めているとの報告でございました。

次に、議案第32号　令和７年度八女市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

厚生分科会から、長期滞納者への差押えはしているのかとの問いに、福岡県後期高齢者医療広域連合が差押えは行わない方針を出しているので、差押えは行わないとの報告でございました。

次に、議案第33号　令和７年度八女市矢部診療所特別会計予算でございます。

厚生分科会から、歯科医師謝礼と歯科診療業務委託料の違いは何かとの問いに、歯科医師謝礼は歯科医師が不在時に八女筑後医師会から派遣してもらう医師への費用で、歯科診療業務委託料は歯科医師に支払う金額であるとの報告でございました。

また、医科の訪問診療を希望される患者はいないのかとの問いに、今のところ希望される患者はいない。緊急性のある往診は行っているとの報告でございました。

次に、議案第36号　令和７年度八女市水道事業会計予算でございます。

建設経済分科会から、市水道施設の管理について、市水道の水道管で最も古いものは布設から何年が経過しているのか、また、耐用年数は何年かとの問いに、市の水道管で最も古いものは黒木地区の黒木浄水場系統の水道管で、布設から57年が経過している。水道管の耐用年数は、法定耐用年数40年とされているが、これは地方公営企業法による経理上の減価償却期間として定められたものである。管路の耐久性から算定すると、実際はもっと長期間の使用が可能であるため、管路の更新基準としては、管の材質や継ぎ手に応じた実耐用年数を用いて、おおむね60年から80年使用できるものと考えているとの報告でございました。

また、市水道施設の点検はどのようにしているのかとの問いに、水道施設の点検は、八女、立花、上陽地区については週１回職員による点検を実施している。また、年２回程度、各施設の保守点検委託業者による精密な点検を実施している。自己水源による浄水施設を有する黒木、星野地区については業者に委託して、毎日、各施設の機器類の点検を実施している。また、年２回程度、各施設の保守点検委託業者による精密な点検を実施しているとの報告でございました。

最後に、議案第37号　令和７年度八女市下水道事業会計予算でございます。

建設経済分科会から、市下水道施設の管理について、市下水道の下水管で最も古いものは布設から何年が経過しているのか、また、耐用年数は何年かとの問いに、市の下水道管で最も古いものは布設から24年経過している。また、黒木地区の農業集落排水施設の下水管は27年が経過している。下水道管の耐用年数は、総務省が定める法定耐用年数及び国土交通省が定める標準耐用年数ともに50年と定められている。したがって、下水道管の耐用年数に対して約半分の期間が経過したことになる。これまでに布設した下水道管の９割以上は塩化ビニル管を使用しており、通常の汚水に対して腐食しにくい材質であることから、実際には50年以上使用できるものと考えているとの報告でございました。

また、市下水道施設の点検はどのようにしているのかとの問いに、下水道施設及び黒木地区の農業集落排水施設の点検については、マンホールポンプの機械、電気設備と併せて、腐食が進みやすい環境下にあるマンホールポンプ槽や吐出先のマンホール管口などを毎月点検し、予防保全に努めているとの報告でございました。

以上が全体会における各分科会からの報告と概要でございます。

質疑後の討論におきまして、反対討論が１件ございました。

議案第29号について、３款２項４目児童給付費について、旧八女市の保育所などでは長期間にわたり希望する保育所に入所できない事態が続いており、令和７年度予算でもほとんどが希望する保育所に入所できるとは思えず、抜本的な対策を求めるものである。

また、２款３項１目戸籍住民基本台帳費について、戸籍の氏名に振り仮名を記載するための予算が計上されているが、マイナンバーカードと戸籍をひもづけするための予算であり、ひもづけを増やせば情報が漏えいした場合、被害が大きくなることから反対であるという内容でございました。

冒頭申し上げましたとおり、議案８件については原案のとおり可決しておりますが、ただいま報告いたしました審査の概要と各分科会で出されました意見等につきましては、予算執行に生かしていただきますよう申し上げまして、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第22号　令和６年度八女市一般会計補正予算（第９号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○19番（森　茂生君）

議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費の中で、戸籍の氏名に振り仮名を記載するための予算が計上されております。たとえ振り仮名が記載されても、現在のマイナンバーカードには振り仮名を入れることができません。そのために、次に発行される新マイナンバーカードからということになります。普及を急ぐあまり、振り仮名がなければひもづけ問題が起きることに政府は誰も気づかなかったと言われております。マイナンバーカードと戸籍をひもづけすること自体問題がありますが、３月24日からは運転免許証とのひもづけも始まります。また、健康保険証とひもづけしているのはＧ７では日本だけであります。ひもづけを増やせば増やすほど、情報漏えいが起きた場合の被害が大きくなるのではないでしょうか。

３款２項４目児童給付費についてであります。旧八女市の保育所では長期間にわたり希望する保育所に入所できない現状があります。令和６年度生で100名程度が入所を保留しているという説明であります。入所を保留するにはそれぞれの事情があります。例えば、家から遠過ぎる、評判のよくない保育所には行かせたくない、兄弟でばらばらの２か所の保育所ではなく一緒の保育所に通わせたいなどがありますけれども、保護者にすれば当然な要求だと思います。

国が公表している待機児童は3,000人ですけれども、いわゆる隠れ待機児童は24倍の７万人であります。待機児童という定義に当てはめれば八女市の待機児童はゼロです。しかし、

希望する保育所に入所できない子どもが100名います。いわゆる隠れ待機児童です。本予算は隠れ待機児童の解消の予算になっていません。旧八女市の保育所の定員を大幅に増やし、早急な隠れ待機児童解消を求めるものであります。

３款１項６目人権・同和政策費の中で、同和地区支部活動事業助成補助金5,017千円が計上されております。そのほかにも多額の同和関連予算が計上されております。同和の特別扱いは直ちにやめるべきではないでしょうか。

６款１項３目農業振興費の中で、環境保全型農業直接支払事業費補助金で3,564千円計上されております。これは地球温暖化防止のため、化学肥料や農薬を原則５割以上低減するための予算ですが、あまりにも少額であります。みどりの食料システム戦略では、2050年度までに農薬を50％、化学肥料を30％、有機農業の取組面積を耕地面積の25％に拡大する目標を立てております。八女市食料・農業・農村基本計画の中でも、基本理念で安全で安心な農産物の生産と供給となっていますが、その理念を実現するための予算になっているとは思えません。基本理念実現のために抜本的な予算を見直すべきではないでしょうか。

以上の理由により、議案第29号に反対するものであります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。賛成討論が先です。

○７番（原田英雄君）

私は議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

令和７年度の一般会計当初予算の総額は43,820,000千円で前年より１％の減ですが、庁舎建設費や災害復旧事業費等が大幅に減額となった反面、現下の諸課題に対応すべく、新規事業16件、拡充された事業が21件と積極予算となっております。

簑原市長としての初の予算編成ですが、市民が安心して暮らせる生活基盤づくりをはじめ、子育て・教育支援や産業活性化対策、人口減少対策など、新たな政策に積極的に取り組むとともに、既存事業の見直しを進め、急速に変化する新たな時代を見据えつつ、創意工夫された予算編成となっています。

歳入につきましては、混沌とする国際情勢や物価高騰、人材不足など、何かと不透明な社会経済情勢にありますが、市税や地方交付税の増に加え、ふるさと納税の増収などが見込まれており、また、各種事業の財源についても、国県補助金などの特定財源を可能な限り活用するほか、辺地債、過疎債など地方交付税に算入される有利な起債を充当するなど、市政運営に必要な効率的な財源確保に努められています。

一方、歳出につきましては、まず子育て教育施策として、中学生までの医療費完全無償化、給付型奨学金や学校給食費助成、子育て世帯訪問支援、保育所送迎ステーション事業、義務

教育学校等の施設整備に加え、新たに１か月児健康診査事業や障がい児保育支援の拡充など、子育て世代への重層的支援と負担軽減策が盛り込まれています。

また、経済活性化対策としては、伝統本玉露対策をはじめ、基幹産業の農林業振興策はもとより、有害鳥獣対策、本市での起業促進を図るローカルベンチャー事業や農地付滞在施設のクラインガルテン事業、市内企業人材確保事業や伝統工芸等振興事業、中小企業・小規模事業者振興事業など、地場産業が抱える様々な課題に対応した新たな施策が準備されています。

さらに、安心して暮らせる生活基盤づくりとして、過疎化が進む地域においての買物困窮者対策や交通対策、介護サービス確保対策、緊急通報システム無償化など、市民に身近な生活や福祉環境の充実に取り組むとともに、頻発する自然災害に備えた道路や河川の整備、耐震対策に加え、停電時に電源としても活用できる電気自動車の導入や生活用水確保、備蓄品の拡充など、誰もが安心して暮らせるよう様々な施策が計画されています。

そのほか、移住・定住を促進するための多彩な支援策と専門相談員の設置、森林を活用した再生可能エネルギー利活用や多様なチャンネルでの八女産品ＰＲの展開に加え、企業立地推進事業など、将来を見据えた事業も予算化され、その成果が期待されます。

今回の予算編成に当たっては、新市長就任後の短期間での編成が求められる中、若い職員との意見交換や市民との対話などを通じて多くの声を聞くとともに、可能な限り市長自ら現地調査し、現状把握を行いながら、職員と共に施策として練り上げ、本予算に計上されたと聞き及んでいます。市長はもちろんのこと、市長と共に予算編成に奔走された職員の皆さんにはこの場を借りて改めて敬意と感謝を申し上げます。

内容の一部には未成熟な部分も散見されますが、本予算案は、少子高齢化が進む本市において、山積する諸課題に対処すべく、創意工夫し編成されており、市民生活の向上と地場産業、地場経済の活性化に資するものと評価し、その成果に期待するものです。

執行部におかれましては、引き続き効率的な予算執行に心がけるとともに、様々な課題に正面から取り組まれ、みんなの笑顔が輝く八女市へ、市民に寄り添った行政運営に努められますよう要望し、私の賛成討論とします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○14番（牛島孝之君）

議案第29号　令和７年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

まず、２款１項１目一般管理費の中で車借上料、内容はどのようなものかとお聞きしましたところ、市長車に電気自動車の導入を検討しているという回答がございました。それでは、現行の市長車はどのようにするのかということでお聞きしましたところ、財政課と協議する

中で、市の共用の公用車という形で位置づけ、例えば、遠方での公務の際であったり、講師を空港に迎えに行く際に使用することを考えている。次に、現行のリースの満了はいつかということでお聞きしましたところ、令和10年を予定しているという回答がございました。

私としましては、今ある自動車ですね、公用車、これが令和10年までリースがあるならば、それをそのまま使っていただいて、わざわざ電気自動車にされる意味がないと私は思っております。確かにＣＯ$_2$削減ということでいきますと、電気自動車ということでＣＯ$_2$は排出しないかもしれませんけれども、その電気をつくるためには当然、化石燃料、あるいは原子力、電気はそういうものをやってつくっております。本当に２台なからにゃいかんのか、電気自動車にすることは、確かに他の自治体に先駆けといいますか、そういう宣伝効果的なものはあるかもしれませんけれども、やはり今の自動車を令和10年まできちっと使っていただいて、それから借り上げということで電気自動車に考えられるのはいいけれども、猪突に電気自動車をもう１台市長専用車、公用車ですね、それに使っていただくのには私は反対です。

それと、市長にここでお願いしたいと思いましたが、ゼロカーボンシティ宣言、これは今日の全協で出るようですので、それにはあれですけれども、ぜひ市長には、経産省におられましたので、ＣＯ$_2$削減ということでカーボンクレジット、市長も答弁の中で言われましたけど、そういうとをぜひ進めていただきたいということで、この電気自動車の導入に反対をいたしますので、八女市一般会計予算に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○15番（服部良一君）

この案件に関して賛成の立場で討論を行います。

現在、アルファード２台の車両があって、１台が令和７年で満期、今年ということです。あと１台が令和10年。どういう使い方かといいますと、満期を迎えるのが、今、議長車となっている、また、そのほかの公務にも使っているかもしれませんが、その車が期日を迎えたということで返すわけですね。今使ってある市長の車をそちらのほうに回す。それが10年までということで、ずっと使うわけじゃなくて、そこまでの期限だろうとは思います。

このアルファードというのは非常に燃費が悪い、車体も大きな車であります。現在の社会現象を考えますと、燃料高騰がいつまで続くかという、これは下がっていく可能性が薄いという気がします。

したがって、期限が来たならば燃費のいい車にリースを替えると、リースの期限が来たので車体を替えるというのは当然の話だろうと私は思います。購入する費用がかかるならまた話は変わりますが、どの車を入れようとも車両代はかからないわけです。リース代がつくわ

けですから、どの車両でも同じことと。２台あるうちの１台は返すわけですから、増えていくわけではございません。

各支所に配置されている電気自動車と市長車との電気自動車の導入は、災害時の被災地の避難所等での非常電源設備ということにもなります。また、価格高騰しているガソリンの使用を抑えること、さらに、地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた環境政策に有効であるということを総体的に考えても、コストダウンにつながるのは確実だろうと私は思いますので、賛成討論といたします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○８番（小山和也君）

今、２款１項１目の車両の案件についての賛成の立場からの討論をさせていただきます。

この車両入替え、リースを完了されるということで、リース車両の形態には幾つか形があるかと思うんですけれども、リース満了に伴うリース会社への車両返還、また、リースアップに伴う残金を払っての車両の買上げ、また、リースをメーカーに返す場合に、過剰な走行距離とか、返す車に傷とか、そういったことがあった場合に査定額が落ちるということで、その落ちる分を支払って車を返すというパターンがあるかと思っておりますが、現在のこの車両につきましては、１台をリースアップ時にメーカーに返す時点で車両の金額、いわゆる追い銭は発生しないと私はお聞きをしております。１台を返して、もう１台を先ほど言われましたような電気自動車を購入して、それを市長が乗られるかと思うんですけれども、現在の公用車として使われておる、先ほど先輩議員が言われましたこのワゴン車は、一般的には最上級ワゴン車として市民の皆さんは認識をされているかと思います。市民の皆さんは買い取ってあるのか、リースなのかというのは見た目で分かりません。ただ、高級車が２台も市に要るものなのかという疑問は、一般市民の方はもしかすると思ってあるかもしれません。

ですから、その１台を電気自動車、恐らく小型車になるかと思います。市長車にそれが使われる場合は、ちょっと中がせつない、狭苦しいと市長は思われる点があるかもしれませんけれども、そこはちょっと我慢していただいて、小さくなる分ですから、私は市民目線から見た目でも、そっちのほうがいいんじゃないかと。

それと、１台の車をお返しされる場合に金額が発生しないということであれば、同じような車を再リースされると、車両金額は当時から見るとかなり上がっております。ですから、高級車の部類にあるこの最上級ワゴン車を、同じようなのを再リースするとなると、当然リース代は上がってくるかと思います。私は逆に電気自動車のほうがもしかするとリース代というのは安くなるかもしれませんという認識を持っております。

もう１台は令和10年ということですので、こちらがリースアップの時期が来たら、もし議

長車として使われるなら、軽自動車か何かでしてもらうともうちょっと市民の皆さんも納得いかれるんじゃないかという観点から、賛成の立場でこの討論を終了いたします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号　令和７年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号　令和７年度八女市介護保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号　令和７年度八女市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号　令和７年度八女市矢部診療所特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○18番（三角真弓君）

この議案第33号　令和７年度八女市矢部診療所特別会計に対しましては、予算の執行を考えれば賛成とさせていただきます。

ただ、指摘があっておりますけれども、１日平均医科で7.4人、歯科で3.4人ということでございますので、費用対効果を見たときに、この予算がきちんと執行されることを要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第36号　令和７年度八女市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号　令和７年度八女市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、厚生常任委員会に付託されました請願第１号　八女市地域環境と太陽光発電所事業の調和に関する条例の制定を求める請願を議題といたします。

本案につきまして厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

皆さんおはようございます。厚生常任委員会に付託されました請願第１号　八女市地域環境と太陽光発電所事業の調和に関する条例の制定を求める請願について審査いたしました概要並びに結果について御報告を申し上げます。

本請願は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定め、八女市の良好な環境と市民の安全・安心な暮らしを守るために条例の制定を求められたものであります。

審査に当たっては、紹介議員による請願の趣旨説明並びに請願人より意見陳述を受け、質疑を行いました。また、厚生常任委員会所管担当課の見解を聞くなど慎重に審議いたしました。

まず、質疑の概要について申し上げます。

初めに、地域でも設置に反対する話を聞いたが、そういう人たちとの連携はされていないのかとの問いには、個人的にはいろんな方に話はしているが、デリケートな問題があり、地域として反対するのは難しい一面があるとのことでした。

次に、八女市は再生可能エネルギーを増やして、自然エネルギーに変えていきたいという方向性があり、カーボンニュートラルを目指すに当たって、八女では太陽光しかないと思っているが、太陽光発電を増やしていくことについては異論はないということでよろしいのかとの問いに、あらゆる太陽光発電を規制しようと言っているわけではない。むしろ再生可能エネルギーの普及は進めてほしいが、無秩序に施設が設置され、治水や将来の撤去などに禍根を残すようなことがあってはならないから、条例によって市が統括、監視することを願っているとのことでした。

次に、今回の請願の主目的は、条例を制定するという方向性、あるいは制定する、そういう結論を出せばいいということでよろしいのかとの問いに、まず、八女市で条例をつくっていただくということを採択していただきたいとのことでした。

質疑後の議員間の意見交換の中では、条例については市民の安全・安心のためにも制定するほうがよいとの意見が多数でございました。

以上が審査の概要で、当委員会といたしましては、採決の結果、全員賛成で採択することに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げて、委員長報告といたします。

なお、採択されました場合の本請願に係る条例制定については、災害対応、農地・林地開発行為、水質保全、環境・景観など、行政所管事務が多岐にわたり広く調整を要しますので、制定に当たっては執行部に要請することにしたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

以上で厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

請願第１号　八女市地域環境と太陽光発電所事業の調和に関する条例の制定を求める請願

の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、請願第１号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第２　議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第２．議案の上程を行います。

市長より議案３件、委員長より議案２件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第38号から委員会提出議案第２号まで計５件を一括議題といたします。

ではまず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（簑原悠太朗君）

皆さんおはようございます。令和７年第２回八女市議会定例会において、報告１件及び議案35件を御承認いただき誠にありがとうございます。

今定例会にさらに議案３件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第38号　教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、現教育長、橋本吉史氏が本年３月31日をもって任期満了となることに伴い、後任に城後慎一氏を任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の

規定により、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされており、その任期は３年でございます。

城後氏は、現在58歳で、平成元年３月に北九州市立大学を卒業後、福岡県公立学校教員として任用され、主に南筑後地区の中学校、福岡教育大学附属久留米中学校に勤務され、八女市立立花中学校では校長として御尽力されました。

また、教育行政の分野では、福岡県教育庁南筑後教育事務所の主幹指導主事、福岡県教育庁教育振興部義務教育課主幹指導主事を歴任され、現在は福岡県教育庁南筑後教育事務所の所長として御活躍されています。

城後氏は、温厚誠実な性格で識見に優れ、これまでの実績から教育長として適任であると存じます。

続いて、議案第39号　教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現教育委員会委員の山崎久美子氏が本年３月23日をもって任期満了になることに伴い、後任に樋口富代氏を任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は４人で、任期は４年でございます。

委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされています。

樋口氏は、順正短期大学を卒業後、主に歯科衛生士として医療関係の事業所に勤務されていました。

学校関係では、上陽北汭学園において、平成23年から茶道の実技指導を行っていただいており、同校の学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員としても御協力いただいております。

また、令和２年度からは、社会教育委員として、様々な経験を生かし、社会教育行政に関する指導・助言を教育委員会にいただいております。

樋口氏は、人望も厚く、人格、識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

続いて、議案第40号　公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、秋山朗子委員が本年４月１日をもって任期満了となることに伴い、後任の委員として、熊谷和弘氏を公平委員会委員として選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員会は３人の委員をもって組織され、任期は４年でございます。

その主な職務は、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置要求などを審査判定する重要な職でありますので、選任の要件といたしましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有する者と定められています。

熊谷氏は、八女市、久留米市、広川町の各小学校の勤務を経て、八女市立川崎小学校長を最後に、令和５年３月に退職されております。

熊谷氏は、人格、識見ともに優れ、公平委員として適任であると存じます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

次に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

委員会提出議案第１号　八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、八女市行政組織条例及び八女市行政組織規則の一部改正に伴い、常任委員会の所管について必要な改正をするものでございます。

次に、委員会提出議案第２号　八女市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、関係法令の一部改正に伴い、引用する条項のずれ及び文言の変更が生じるため、必要な改正をするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本正敏君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第３　議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第３．議案審議を行います。

議案第38号　教育長の任命についてを議題といたします。

本案につきまして質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第39号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第40号　公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第１号　八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、委員会提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第２号　八女市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、委員会提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第４　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（橋本正敏君）

日程第４．人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、市長より引地義治氏、木田博徳氏、堤浩一氏の３名を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

お諮りします。市長推薦の３名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、市長推薦の３名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和７年第２回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時24分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長　　橋　本　　正　敏

八女市議会議員　　花　下　　主　茂

八女市議会議員　　栗　山　　徹　雄